

土地の取得を検討している人へ

その土地売買等の契約、届出が必要かもしれません!

国土利用計画法では、一団で法定面積以上の土地売買等の契約を行った場合の届出制度を設けています。適正かつ合理的な土地利用の確保を図るための届出制に対する市民のみなさんの理解と協力をお願いします。

●届出が必要な土地売買取引 (売買、交換など。詳しくはホームページをご覧ください)

区域	法定面積	内容	担当課
都市計画区域内	5,000㎡以上	土地権利取得者は、契約締結日から <u>14日以内</u> に土地売買等届出書の提出が必要。	市長公室企画課
都市計画区域外	10,000㎡以上		

※契約した土地の取引の合計が法定面積以上となっても、一団の土地で法定面積を超えない場合は、届出が不要となります。他にも適用除外となる場合もありますので、詳しくは岐阜県のホームページをご覧ください。か、市長公室企画課に相談ください。

●届出を提出する際に必要なもの

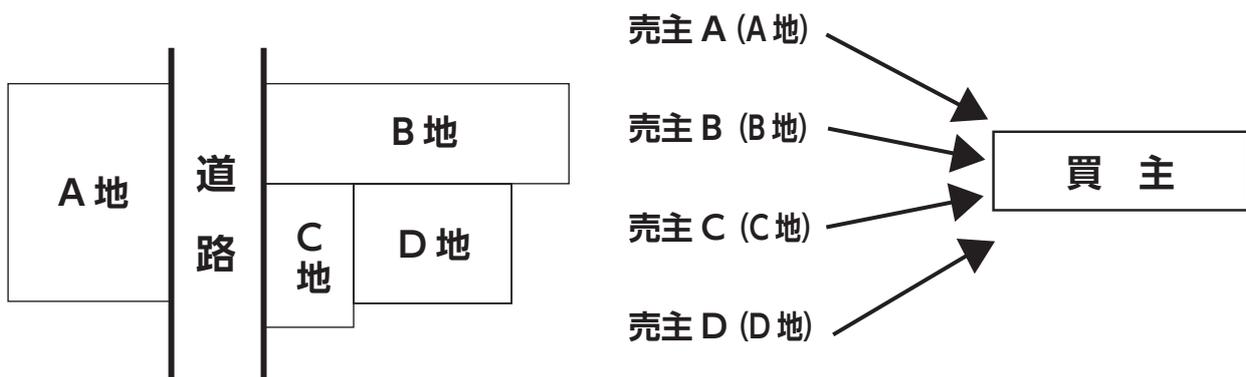
- 土地売買等届出書
- 位置図 (地形図等 1/50,000)
- 周辺状況図 (住宅地図 1/2,500)
- 公図の写し等、土地の地形がわかる図面
- 契約書の写し
- 委任状
(譲受人以外の者が届出書を作成、提出する際に必要)

4部必要

※契約を結ぶ前、取引をすることが決まった時点で届出書の書き方等ご相談いただくことも可能です。余裕を持ってご準備ください。

●一団の土地とは

例えば、以下のような配置のA、B、C、D地を購入した場合、一団の土地と判断されます。個々の面積は狭くても、全体として法定面積以上となる場合は、事後届出が必要となります。



国土利用計画法に基づく届出
(岐阜県HP)



土地売買等届出書の様式 (岐阜県HP)



大規模な土地取引
(郡上市HP)

提出・問い合わせ先 市長公室企画課 67-1831